

専門医様

現在かかっている病気が治癒し、または他の園児にうつすおそれなくなりましたら、
お手数でも保護者に「登園してよい」旨を指導し、さらに下記の「登園許可証明書」により、保育園あてに
お知らせくださるようお願い申し上げます。

以下の病気は、登園許可書が必要です。
(病院によっては、登園許可書を記入する際、文書料として有料となる場合があります。)

* 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	* 流行性角結膜炎(はやり目)
* 水痘(水ぼうそう)	* 咽頭結膜熱 (プール熱)
* 風疹(三日はしか)	* 麻しん(はしか)
* 百日咳	* 急性出血性結膜炎
* 結核	* 髄膜炎菌性髄膜炎
* 腸管出血性大腸菌感染症 (O157 等)	

登園許可証明書

なぎさ第二保育園

組 氏名

病名 _____ 診断年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の園児の病気は治癒し、または他の園児にうつすおそれなくなったので、保育園に登園してもよいと認められますのでお知らせします。

登園してもよいと認められる年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日から

登園後の注意事項

病医院名または
医 師 氏 名 _____

インフルエンザ登園届(保護者記入)

園児名

組氏名

令和 年 月 日(受診)医療機関 _____ において
インフルエンザ () 型) と診断されました。

「発症した後5日を経過」かつ「解熱後3日を経過」し、健康状態が回復した為登園します。

日にち	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
	/	/	/	/	/	/	/
解熱した日							
日にち	7日目	8日目	9日目	10日目			
	/	/	/	/			
解熱した日							

※必ず解熱した日に○をつけて下さい。

令和 年 月 日 保護者名 _____

【登園可能日について】

発症日を0日目として6日目、または解熱した日を0日目として4日目に登園可能になります。

例	発症日	発症後5日間は登園できません					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱		解熱	→				登園可能		
2日目に 解熱			解熱	→			登園可能		
3日目に 解熱				解熱	→			登園可能	
4日目に 解熱					解熱	→			登園可能

◎保育園は、集団生活の場であります。感染が広がるのを防ぐ為にも必ず出席停止期間を守っていただき、お子さんの体調が回復してからの登園をお願い致します。

新型コロナウイルス登園届(保護者記入)

園児名

組氏名

令和 年 月 日(受診)医療機関 において

新型コロナウイルス と診断されました。

「発症した後5日を経過」かつ「症状が軽快したあと1日を経過」し、健康状態が回復した為登園します。

日にち	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
	/	/	/	/	/	/	/
軽快した日							
日にち	7日目	8日目	9日目	10日目			
	/	/	/	/			
軽快した日							

※必ず症状が軽快した日に○をつけて下さい。

令和 年 月 日 保護者名

【登園可能日について】

発症日を0日として1～4日目の間に症状が軽快した場合6日目に登園可能になります。

例	発症日 0日目	発症後5日間には登園できません					発症後5日を経過	
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
1日目に軽快		軽快	→				登園可能	
2日目に軽快			軽快	→			登園可能	
3日目に軽快				軽快	→		登園可能	
4日目に軽快					軽快	→	登園可能	
5日目に軽快						軽快	→	登園可能

○5日目以降に症状が軽快した場合、症状が軽快した後1日を経過するまでは登園できません。
○症状が軽快とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にある状態をさします。

◎保育園は、集団生活の場であります。感染が広がるのを防ぐ為にも必ず出席停止期間を守っていただき、お子さんの体調が回復してから登園をお願い致します。